

財務規則第 120 条の取扱いについて

昭和 58 年 4 月 25 日 制定
平成 15 年 6 月 1 日 改正
平成 17 年 6 月 15 日 改正
平成 19 年 5 月 28 日 改正
平成 22 年 1 月 27 日 改正
令和 6 年 2 月 9 日 改正

本制度は、いわゆる最低制限価格を定めたものではなく、工事の請負に係る競争契約において、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがある」と認められる場合に、必要な調査を行うことにより公共工事の適正な履行の確保を図ろうとするものである。

1 本制度運用の基本方針

- (1) 本基準は、「当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがある」と認められる場合」の基準を定めたものであり、本基準に該当する場合には、落札の決定を保留し必要な調査を行うものであること。
- (2) したがって、本基準に該当する場合であっても、調査の結果、当該価格によって当該契約の内容に適合した履行がされると認めた場合には、その者を落札者とするものであること。
- (3) 本基準は、設計額が 1 億円以上のものの入札に適用する。
- (4) 調査基準価格に満たない価格での入札について、次に掲げる計算式で求められる価格（失格基準価格）に満たない価格である場合は、失格と判定するものとし、その判定は入札参加資格者審査委員長が行うものとする。
調査基準価格×95%
- (5) (4)の判定を踏まえ、低入札価格調査対象者又は落札者を決定する。
- (6) この調査は、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、「当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうか」を具体的に判断するため、次の事項についてすみやかに行うものとする。
 - イ その価格により入札した理由。必要に応じ入札価格の内訳書を徴する。
 - ロ 契約対象工事附近における手持工事の状況
 - ハ 契約対象工事に関連する手持工事の状況
 - ニ 手持資材の状況
 - ホ 資材購入及び購入先と入札者との関係
 - ヘ 手持機械等の状況

- ト 労務者の具体的供給見通し
- チ 過去（直前2ケ年）に施行した市営建設工事の成績状況
- リ 経営状況
 - 取引金融機関・保証会社等へ照会
 - 建設業法違反の有無及び状況
 - 賃金不払の有無及び状況
 - 下請代金支払遅延の有無及び状況
 - その他
- ヌ その他必要な事項

2 調査の実施

前項(6)に掲げる調査は、イからトまでの事項については工事担当課（工事担当課から委任を受けて、設計並びに監督等の職務を行う課にあつてはその課）で、チからヌまでの事項については契約検査室で行うものとする。

3 調査結果の検討

- (1) 前項の規定により実施した調査の結果を検討するため、「契約等調査検討委員会」を置く。
- (2) 委員会は、契約検査室次長及び課長補佐の職にある技術吏員をもって構成し、委員長には契約検査室次長をあてる。
- (3) 委員会は、契約検査室次長が主宰する。
- (4) 委員会は、検討の結果を市営建設工事入札参加資格者審査委員会に報告するものとする。

附 則

この取扱いは、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この取扱いは、令和6年4月1日から施行する。